

八峰町再生可能エネルギーの利用を目的とした施設の 建設に関する手続きガイドライン

本ガイドラインは、本町の区域内における再生可能エネルギーの導入を促進するため、事業者と町との調整手順を示すとともに、事業者が順守すべき事項を明らかにすることで再生可能エネルギーの利用を目的とした施設の建設等を円滑に進めることを目的とする。

I 対象となる施設

事業規模にかかわらず、次に掲げる発電事業を目的とした施設の新設、増設または住民の生活に大幅な影響が及ぶ可能性のある改修（以下「建設等」という。）を対象とする。ただし、一般住宅等で自家消費を主な目的とした発電設備については対象外とする。

1. 風力発電施設
2. 太陽光発電施設
3. 小水力発電施設
4. その他発電施設

II 対象となる地域

本ガイドラインは、町内全域を対象とする。ただし本町の区域外であっても、本町に影響を及ぼす恐れがある場合は、本ガイドラインを適用する。

III 調整事項

本町の区域内で建設等の計画を有する事業者は、次の手続きを実施するものとする。

1. 町に対する説明

(ア) 事前協議（届け出）

- ① 建設等の計画概要が明らかとなった時点で、再生可能エネルギーの利用を目的とした施設の建設に係る届出書（様式1）を企画財政課へ提出すること。

- ② 建設等の許認可手続きまたは事業計画区域において想定される法規制（別表1）について、事前に関係課と十分協議すること。

(イ)環境影響評価の報告

- ① 環境影響評価を実施した場合は、町に対して資料を添えて報告すること。

(ウ)事業に関する説明の実施報告

- ① 近隣住民、地権者および関係団体に対して事業に関する説明を実施した場合は、説明会の議事録を調整し、町に対して写しを提出すること。

(エ)工事に関する留意点

- ① 工事に着手しようとするときは、再生可能エネルギーの利用を目的とした施設の建設工事の着手届出書（様式2）を企画財政課へ提出すること。
- ② 工事の着手後において、工事の中断（お盆休み及び年末年始休みを含む）、中止または施工計画の変更をしようとするときは、書面（様式任意）で企画財政課へ届け出ること。
- ③ 工事が完成したときは、再生可能エネルギーの利用を目的とした施設の建設工事の完了届出書（様式3）を企画財政課へ提出すること。
- ④ 工事による周辺環境への影響が認められた場合は、改善のための措置を講じること。

2. 近隣住民および地権者に対する説明

(ア)事前説明

- ① 建設等の計画概要が明らかとなった時点で、近隣住民および地権者（以下「住民等」という。）に対して、事業の概要について事前に説明会を実施すること。
- ② 説明会の際に住民等により意見があった場合は、適切に回答と対応を心がけること。

(イ)環境影響評価の報告

- ① 環境影響評価を実施した場合は、住民等に対して資料を添えて報告すること。

(ウ)工事着手、経過および完了の報告

- ① 工事の着手、経過および完了の各段階で住民等に対して報告すること。

3. 関係団体等に対する説明

(ア)事前説明

- ① 建設等の計画概要が明らかとなった時点で、関係団体等に対して、事業の

概要について事前に説明会を実施すること。

- ② 説明会の際に関係団体等により意見があった場合は、適切に回答と対応を心がけること。

(イ)環境影響評価の報告

- ① 環境影響評価を実施した場合は、関係団体等に対して資料を添えて報告すること。

(ウ)工事着手、経過および完了の報告

- ① 工事の着手、経過および完了の各段階で関係団体等に対して報告すること。

4. 環境影響評価の実施

(ア)環境影響評価の実施

- ① 事業者は、建設等に係る環境影響評価の実施にあたっては、環境保全および景観等の地域特性に配慮した調査および評価に努めること。

(イ)環境影響評価の公表

- ① 事業者は、環境影響評価を実施した場合は、遅滞なく公表するよう努めること。

IV ガイドラインの見直し

本ガイドラインは、今後の社会情勢の変化等により、必要に応じて随時見直すこととする。

附則

このガイドラインは、令和元年12月1日から施行する。

別表1 想定される法規制

事業計画を円滑に進めるため、あらかじめ確認が必要になるとと思われる根拠法令、規制の内容及び関係機関を次のとおり記す。

根拠法令	規制の内容	関係機関
国土利用計画法	一定面積以上の土地取引等の届出	企画財政課
都市計画法	都市計画区域内の開発行為に係る許可	建設課
農地法	農地転用の許可	農業委員会
農業振興地域の整備に関する法律	農業振興地域内の農用地区域からの除外	農林振興課
河川法	河川区域内における建設、作業の許可	山本地域振興局 建設部用地課
海岸法	海岸保全区域、一般公共海岸区域内における建設、作業の許可	山本地域振興局 建設部用地課
港湾法	港湾区域、港湾隣接区域における水域専用の許可	県港湾空港課
漁港漁場整備法	漁港区域内水域における建設、作業の許可	山本地域振興局 農林部農村整備課
環境影響評価法・秋田県環境影響評価条例	事業実施が環境に及ぼす影響に関する調査、予測、評価	県環境管理課・生活環境課
自然公園法・秋田県立自然公園条例	国立公園、国定公園、県立自然公園内における建設、作業に対する許可または届出	東北地方環境事務所・県自然保護課
自然環境保全法・秋田県自然環境保全条例	自然環境保全地域内における開発に対する許可	県自然保護課
森林法	林地開発の許可または保安林内における作業の許可	山本地域振興局 農林部森づくり推進課
砂防法・秋田県砂防施行細則	砂防指定区域内における行為制限に対する許可	建設課
急傾斜地法	急傾斜地崩壊危険区域内における行為制限に対する許可	山本地域振興局 建設部用地課
地すべり等防止法	地すべり等防止区域内における行為制限に対する許可	山本地域振興局 建設部用地課

根拠法令	規制の内容	関係機関
文化財保護法・秋田県文化財保護条例	埋蔵文化財包蔵地における工事の届出	生涯学習課
鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	特別保護地域内における制限に関する許可	山本地域振興局 農林部森づくり推進課
絶滅のおそれのある野生動物の種の保存に関する法律	生息地等保護区内における制限に対する許可	県自然保護課
秋田県の景観を守る条例	沿道、沿線地域内における建設の届出	企画財政課
騒音規制法	指定地域内における特定建設作業の許可	総務課
振動規制法	指定地域内における特定建設作業の許可	総務課
建築基準法	建設にあたっての建築確認申請	建設課
消防法	使用建材の制限および蓄電池設備の許可	能代山本広域消防本部
道路法	車両の車載重量、大きさ等の制限に対する許可	能代警察署
航空法	航空障害灯の設置に関する届出	国土交通省東京航空局
電波法	電波障害防止区域における建設の届出	東北総合通信局 電波利用環境課